

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 徳田 佳昭 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒571-8501 日本国大阪府門真市大字門真1006番地 パナソニック株式会社内		発送日 (日.月.年) 07.01.2020	
出願人又は代理人 の書類記号 P1022719W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/038297	国際出願日 (日.月.年) 27.09.2019	優先日 (日.月.年) 28.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01M2/10(2006.01)i, H01M10/613(2014.01)i, H01M10/647(2014.01)i, H01M10/653(2014.01)i, H01M10/6554(2014.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 三洋電機株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

見解書を作成した日 17.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 藤原 敬士	4X 5079
		電話番号 03-3581-1101 内線 3477	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-6	有
	請求項	1-2, 7	無
進歩性 (IS)	請求項	3-4	有
	請求項	1-2, 5-7	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2015-185415 A (三洋電機株式会社)

2015. 10. 22,

段落 0027-0054, 図 1-9

(ファミリーなし)

文献2 : WO 2012/133708 A1 (三洋電機株式会社)

2012. 10. 04,

段落 0053-0054, 図 5

& US 2014/0023906 A1,

図 5, 段落 0083-0084

文献3 : WO 2016/174855 A1 (三洋電機株式会社)

2016. 11. 03,

& US 2018/0138559 A1 & CN 107534113 A

上記文献1-3は、国際調査報告で引用された文献である。

(1)

請求項1-2, 7に係る発明は、文献1により新規性、進歩性を有しない。

文献1には、複数の電池セル1を積層している電池積層ブロック2、結束具4、弾性プレート9を備えるバッテリシステム100が開示されている。

また、文献1には、弾性プレート9を介して電池セル1を冷却することが開示されているから、文献1の弾性プレート9は、電池セル1及び電池積層ブロック2に熱的に接続されているといえ、本願の「冷却プレート」に相当する。

また、図2-5より、文献1の結束具4は、電池積層ブロック2及び弾性プレート9を挟み込んでいると認められ、本願の「拘束部材」に相当する。

また、文献1のバッテリシステム100は一对のエンドプレート3を備えるとともに、文献1の嵌合部4A、係止部4Bが本願の「一对の腕部」に相当する。

(補充欄に続く)

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日. 月. 年)	出願日 (日. 月. 年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)
JP 2019-9084 A [E, X]	17.01.2019	28.06.2017	

2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)
-----------------	------------------------------	--

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 2 欄の続き

(2)

請求項 5 - 6 に係る発明は、文献 1 と文献 2 により進歩性を有しない。

文献 2 には、絶縁性で熱伝導に優れ、ある程度の弾性を有する熱伝導シート 1 2 を冷却パイプ 6 0 と角型電池セル 1 の間に介在する構成が開示されており、文献 1 において、文献 2 の熱伝導シートを設けることは、当業者が適宜なし得ることである。

(3)

請求項 3 - 4 に係る発明は、新規性、進歩性を有する。

文献 1 - 3 のいずれにも、所定の形状を有する第 1 部分、第 2 部分、第 3 部分を有するサイドセパレータを更に備える構成は開示されておらず、それが当業者にとって自明なものでもない。